

# 補聴器補助申請の流れ（判定会参加が必要）

① 購入業者を決め、申請書に記入し、高松市に提出する。

（別紙、補装具の購入・修理登録業者一覧あり）

添付書類：

・イヤモールドの支給を希望する場合、「イヤモールド調査書」

※判定会においてイヤモールドの支給が必要と判断された場合も提出が必要です。

・両耳（2個）支給を希望する場合、「複数支給希望理由書」

※原則片耳（1個）支給です。理由書の内容を確認後、判定会において支給内容を決定します。

なお、理由書の提出により必ずしも両耳（2個）支給ができるものではありません。

↓

② 高松市に、判定会の予約する日を決め、連絡する。

※ 判定会・・・毎月第1、3火曜日に、田村町のリハビリテーションセンターで、香川県障害福祉相談所が行っている定期相談。**【高松市を通して事前予約が必要】**

※ 判定会の2週間前までに予約をする。（定員になり次第、受付が終了している場合があります。）

| 近日の予約可能な判定会の予定 |   |     |                 |
|----------------|---|-----|-----------------|
| 月 日            | ⇒ | 月 日 | までに障がい福祉課に連絡が必要 |
| 月 日            | ⇒ | 月 日 | までに障がい福祉課に連絡が必要 |
| 月 日            | ⇒ | 月 日 | までに障がい福祉課に連絡が必要 |

③判定会（田村町のリハビリテーションセンター内）に参加する。（購入業者も参加）

↓

④判定会後は、高松市から決定通知が届くのを待ち、高松市から決定通知と支給券及び委任状が届いたら、業者に印鑑と一緒に持って行き、支給券と品物を交換する。利用者の負担がある場合は、購入業者へ支払う。

（補足）

※ 決定前に補聴器を購入すると、補助の対象外になります。

※ 高松市に書類を提出する際は、郵送可能です。

※ 判定会は、高松市障がい福祉課を通して事前の予約が必要です。

※ 利用者の負担は、原則として基準額の1割＋基準額の超過分になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課まで、御連絡ください。

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市 障がい福祉課 生活支援係

TEL 839-2333

FAX 821-0086